平成２２年（フ）第８２号
秋田県大仙市須和町２丁目１番39―15号、前住所秋田県大仙市内小友字上余り目115番地５
債務者　佐藤　るみ
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午後４時
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第２５１７号
横浜市旭区四季美台64番地37
債務者　杉森　麗加
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７７号
川崎市宮前区東有馬１丁目１番12―304号　ヴェル・ドミール
債務者　大澤　里奈
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１９号
川崎市宮前区宮崎１丁目９番地１　宮崎台ビューグリーン802
債務者　神山　和子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字下里1104番地
債務者　高橋　昭代
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後４時
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第４７７号
岡山市中区平井1091番地９　マンションｉＴ101号室
債務者　角南　眞澄
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後３時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１６号
岡山市北区上中野１丁目15番５号　グリーンピア21―302
債務者　岸本久美子（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成22年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４号
岡山県新見市新見451―10
債務者　逸見　敏子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時30分
岡山地方裁判所新見支部

平成２２年（フ）第５号
岡山県新見市神郷釜村3304番地
債務者　仁熊　卓志
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時30分
岡山地方裁判所新見支部

平成２２年（フ）第６号
岡山県新見市豊永佐伏3456番地
債務者　中山　忠道
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月15日午後１時30分
岡山地方裁判所新見支部

平成２２年（フ）第１５０００号
東京都八王子市加住町１丁目229―14
債務者　伊佐野孝一
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５００１号
神奈川県横浜市鶴見区矢向４丁目31―６―102
債務者　永山めぐみ（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０４４号
東京都江戸川区北葛西５丁目24―15―201
債務者　仁尾　敬次
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１１０号
東京都西多摩郡奥多摩町原276―８
債務者　今西　　進
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１７４号
東京都足立区関原２丁目22―21　エリール１―305
債務者　高久　里絵
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部